

第120回日本医史学会学術大会 2019. 5. 18・19.

# 瘀血吸圧法について

順天堂大学医学部医史学研究室

清野 充典

# 【はじめに】

明治7年8月18日に医制が發布され、「医業」に従事する全ての者が初めて法の下で管理されることになった。明治政府は、医業従事者を医師に一本化する政策を打ち出したが、国内の諸事情を勘案した事に拠り、複数の免許を認可している。この間、療術行為や医療類似行為に対する取り締まりが戦前戦後行われた。その後医業類似行為に名称が統一され、医業類似行為業者の登録を制度化した。療術行為の一つである瘀血吸圧法について述べる。

# 【医療類似行為】

---

昭和4年、和歌山県知事が行った医療類似行為に対する照会に対し、内務省は昭和5年1月30日に「当省トハ別個ニ貴庁ニ緒テ適宣御措置相成可然ト存候」と回答した。その事に抛り、医療類似業者に関して各府県がそれぞれに取締りを行う事となった。

# 【療術行為の定義】

東京府は、昭和5年11月に「療術行為に関する取締規則」を定め、療術行為を「他ノ法令ニ於テ認メラレタル資格ヲ有シ其ノ範囲内ニ於テ為ス診療又ハ施術ヲ除クノ外、疾病ノ治療又ハ保健ノ目的ヲ以テ光・熱・機械器具其ノ他ノ物ヲ使用シ若ハ応用シ又ハ四肢ヲ運用シテ他人ニ施術ヲ為スヲ謂フ」と定義して、この業を営む者は、施術の方法等を所轄の警察署に届け出なければならない事とした。療術行為という名称の法令はこれが初出である。

# 【瘀血吸圧法の学校】

医療類似行為者が行う療術行為の一つに「瘀血吸圧法」がある。この治療方法は、昭和10年に青森県弘前市出身の小山内良夫氏が創始した。瘀血吸圧法専門学院を設立し、数多くの療術行為を行う医療類似行為者、医業類似行為者を輩出した。累計で1万人を超える卒業生を輩出したと推測される。この方法は、吸圧器に火を入れて皮膚面に装着する方法であることから、「熱・機械器具」を用いて施術する行為として認可されたと考えられる。

# 【瘀血吸圧法とは】

吸圧器を身体に装着する治療法  
身体を温め瘀血を取り除き内臓の働きを助ける



# 【瘀血吸圧法卒業証書】



# 【療術行為業届】

療術行為業届

一 本籍地 青森縣 南津輕郡野澤村今樽字字村元三五ノ九  
 一 現住所 本籍地に同じ  
 一 氏名 壬辰 清野 也 二ノ才  
 一 營業所 本籍地に同じ  
 一 營業所の名稱 瘀血吸壓法 清野治療所  
 一 施術法の名稱 瘀血吸壓法  
 一 施術方法の詳細

直径二寸六分の吸圧器(陶器製)内に真空紙(二寸分厚の紙)又はアル  
 コールを燃らし、吸圧器の内腔を真空にして、未だ陰壓を應用して  
 人体に吸着させしめて、既術は生物學上、五脚して体力の増進を  
 する場合に吸圧器の数を多く時間を長く吸着して血液を浄血すると  
 同時に体物質の分解過程(異化作用)を益して体物質を消費して疾病を  
 治すと同時に、F.H.の度數を變化して病氣を豫防する。浄血は、体力の  
 増進する場合、吸圧器の数を多く時間を長く吸着して、血液を  
 浄血すると同時に、如何なる栄養物質をも消化吸収する。同化作用(綜合  
 作用)を高める。体力を補給して、疾病を治すと同時に、F.H.の度數を  
 變化させて、疾病の豫防と体力の向上を期す。  
 吸圧器に吸着した生物學上の原則に立脚して、全體に於ける思想に立脚  
 して、血脈に腹部を施術して、脊背神経全體に吸着し、其上局部  
 にも吸着して、血液を浄血すると同時に、体質に依り、異化作用を高め  
 て、疾病豫防の目的を達成する。方法があります。

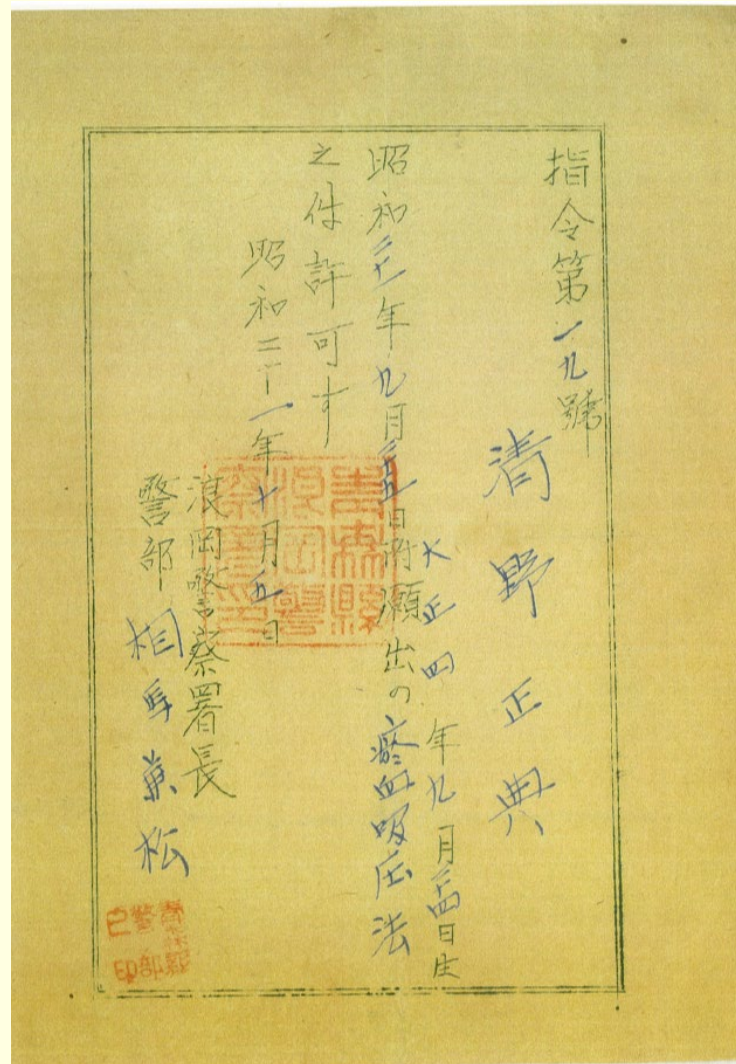
一 料金 初回 十五圓也 二回目 十圓也  
 出稼治療 右、外旅費実費

右之通り開業致度、關係書類相添へ、御届致します。  
 昭和二十二年十一月十五日  
 右 清野 也 印

青森縣長官 津島 文治 殿



# 【療術行為業許可証】



# 【医業類似行為】

昭和22年(1947年)5月3日に新憲法が施行。旧憲法は昭和22年末に効力を失う。昭和22年(1947年)2月に厚生大臣の諮問機関として医療制度審議会が設置され、同年3月 明治44年(1911年)8月14日に制定された「鍼術灸術営業取締規則」と「按摩術営業取締規則」をもとに「医療類似行為」「療術行為」の取扱について話し合いがもたれた。

「医療類似行為」・「療術行為」は、「医業類似行為」という名称に統一された。

# 【医業類似行為】

昭和39年3月に、厚生省医務局医事課は、「医業類似行為は、大別して人体に効果があると思われる手技療法、電気療法、光線療法、刺戟療法、温熱療法の5つの行為を指す」と言っている。

瘀血吸圧法は温熱療法として考えられていたと思われる。

# 【届出医業類似行為者】

瘀血吸圧法は、医業類似行為5つの中で、唯一学校教育された治療方法である。昭和23年1月1日に開始した「届出医業類似行為業者」登録制度は、昭和39年に終了し、平成2年に東洋療法試験財団が設立され、「届出医業類似行為業者」には、あん摩マッサージ指圧師の免許を交付した。登録制度があった昭和23年1月1日から昭和39年迄の間に登録した「届出医業類似行為業者」数は、14700人であった。瘀血吸圧法を業とした届出医業類似行為業者は100名不足だったと推測される。

# 【瘀血吸圧法は温熱療法】

瘀血吸圧法専門学院は、昭和32年、学院長である小山内良夫氏の死去に伴い閉校したことから、この治療法を伝承する公的機関はない。現在、医業類似行為は、医師、歯科医師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師の法令で正式にその資格を認められた者以外行うことは禁じられている。

瘀血吸圧法は温熱療法として考えられていたことから、きゅう術の一つとして伝承されることが望ましいと考える。

# 第120回日本医史学会学術大会

---

ご静聴ありがとうございました

2019年(令和元年)5月18日(土)